

平成 18 年 7 月 18 日

(社)長野県建築士会
会 員 各 位

(社)長野県建築士会
会 長 出 澤 潔

「建築士制度の見直しの方向性について(素案)」に関して

6 月 26 日、国土交通省の社会資本整備審議会 建築分科会 基本制度部会に国土交通省より標記「素案」が示されました事は既にご承知の通りであります。

この「素案」については多くのご意見とともに(社)長野県建築士会の対応を会員に示すべきとの強いご意見が寄せられています。

もとより「建築士制度の見直し」については資格者である私達が主体的に関わるべきものであり、その方向性について大きな関心を持って対応していかなければならないものがあります。

この「素案」が発表されて以来、大変時間が経過していますが様々な場で多くの議論を経て今に至っている事をまずご理解戴きますようお願い申し上げます。

「素案」全文は別紙 1 の通りですが、この中で大きな議論となっている部分は下記の部分であります。

専門分野別の建築士制度の導入について

1. 業務範囲の見直し
2. 既存資格者については講習の受講・修了考査の実施等により新たな免許を付与する

以上の部分については様々な理解の中で大きな議論が起きる事は当然のことであり、正確な理解の中できっちりとした対応をしなければならないことも又必要なことでもあります。

6 月 26 日以来様々な議論を尽くし、(社)日本建築士会連合会は 7 月 11 日国土交通大臣に別紙 2 「建築士制度の見直しの方向性について(素案)に対する要望」を提出いたしました。

その中で上記問題点については「現行建築士法の資格を尊重する」として「素案」については断固反対の姿勢をとっています。この事については既に新聞等で報道されている通りであります。

6 月 26 日以来、長野県建築士会は「素案」への対応を三役(正副会長、常務理事、会計理事)間の情報交換を密にしながらコンセンサスを得て、連合会への質問、意見の送付を行ってきました。去る 7 月 7 日に開催された全国建築士会会長会議においては、長野県建築士

会としてこの事について「反対」を強く主張するとともに他の問題についても意見を申し述べさせていただきます。

7月11日付連合会の「要望書」を受け、この事への対応を確認するため13日緊急三役会を開催いたしました。

そして、連合会の国土交通省への「要望」を全面的に支持するとともに、その主張を一層強く押し進めていただく事を要望(別紙3)することと致しました。

昨年末の耐震強度偽装に端を発した建築生産システムの再構築は、建築関係団体及び国を挙げて取り組んでいる事は既に機会のあるごとにお伝えしてまいりました。そして、その詳細についてのお知らせが十分成しえなかった事は、その内容の複雑さ、方向性の見えないという状況下にあったこととはいえ、今ここにあらためてお詫びしなければならないことであると思っています。

紙面の都合上詳細にお示しすることが出来ない事は大変残念な事ではありますが、昨年来長野県建築士会としての考えを連合会に様々なかたちで伝えて参りました。そして、その中でも特に大切な部分は過日の理事会でご報告させていただいた通りであります。

私はこの度の土法改正の最重要点は第二次提言の中の「土法改正に当たって土法21条のその他業務の明文化等の検討をお願いする」ことにあると考えています。この事は建築士法に定められている建築士の業務と社会の変化による建築士の業務範囲の拡大と深いつながりがあり、その中で専攻建築士制度との関わりが見えてくるからです。

制度改革に当たっての基本的姿勢は、国民にとって幸せを感じられるものであり、共感を得られるものでなければならないと思います。

国が定める他の資格者の職能が明確にイメージされるように、「建築士」の職能が国民から明確にイメージされるよう努力することこそが今求められているのではないかと私は考えています。

建築士が建築に関する様々な分野でその職能を発揮して社会に貢献している事を社会に伝えるとともに、それぞれの職能を明確に伝えることこそが建築士会の役割であると私は考えています。

「建築士制度の見直し」が急ピッチで進むであろうという事は既に1月の会報でお伝えした通りであります。予想を超えた速さで制度の再構築が行われようとしている今、可能な限りの手立てを尽くして制度の再構築を見つめてきたという自負を持ち続けなければならないと考えています。

7月20日第9回基本制度部会が開催され今回の「素案」への答申がある予定とのことですので、出来るだけ早く情報を入手して皆様にお知らせする予定でありますのでよろしくお願い申し上げます。